

議 案 第 25 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に準じ、特別職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるため。

100分の114	100分の123
100分の57	100分の61.5

」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。